平成28年 3月28日

諮問のとおりに改定を行うことが適当との答申であった。

社会常任委員会 委員長 植木 降信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110 条の規定により報告します。

記

第28号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本案は、平成28年度宗像市国民健康保険事業について、適正かつ安定 的な財政運営を確保するため、宗像市国民健康保険税条例の一部を改正す る必要が生じたので、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 後期高齢者支援金および介護納付金の国への納付額は、当該年度の概 算額と前々年度の精算額によって決まるが、今回、前々年度の精算額(返 環金)が大きかったために平成28年度の納付額が減少した。
- 2 現行の国民健康保険税率(以下、「税率」という。)では、後期高齢 者支援金分は約4,100万円、介護納付金分は約2,800万円の収 入の超過が見込まれるため、税率を引き下げて、財政収支の均衡を図る。
- 3 国民健康保険運営協議会に、今回の改定についての諮問を行った結果、

【意 見】

(賛成意見)

・今回の改正は、原則に則って行われており評価する。今後も、国民健康 保険税の制度を市民に分かりやすくお知らせすることを続けていただき たい。また、一人当たりの医療費が増えていることをお知らせした上で、 市民に健康を維持していただく働きかけも、減額改定する時こそ、より 意識して行ってもらいたい。

【審查結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第29号議案 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改 正する条例について

本案は、宗像市国民健康保険給付費支払基金を適正かつ円滑に運用するため、宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する必要が生じたので、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 今回の改正は、積立の基準となる費用及び積立の限度額の見直しを行うとともに、基金の処分の規定を明確にするものである。
- 2 基金を処分することができるのは、次の3つの財源に充てるときとする。
- ①予期せぬ流行性疾患等の発生により、保険給付に要する費用の財源が 不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源
- ②災害により生じた保険税の減収を埋めるための財源

- ③保健事業に要する経費の財源
- 3 当該年度の国民健康保険税もしくは公費等で保健事業が実施できる場合、基金を取り崩す考えはない。

【意見】

(賛成意見)

・保健事業に要する経費の財源に基金を充てることについては、十分注 意して運用してもらいたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。